在宅

論点①－1　配置基準の弾力化

対応案

（共通）

■ 特定地域サービスについては、人材確保が極めて厳しく、サービス提供体制の維持が既に困難となっている中山間・人口減少地域において、必要なサービス提供体制を確保する観点から、基準該当サービスにおいて認められている配置基準の弾力化を前提とした上で、管理者・専門職等の配置基準について弾力化することとしてはどうか。

（訪問介護）

■ 中山間・人口減少地域等において、地域の実情に応じた持続的なサービス提供体制を確保する観点から、事業所ごとの一律の配置に限らず、ICTの活用や事業所間・サービス間の連携等により、利用者の安全及びサービスの質に必要な管理・専門的機能を確保することを前提として、例えば、以下のような弾力化を検討してはどうか。

・訪問介護のサービス提供責任者について、利用者数が一定数以下であるなど、利用者が限定的であり、サービス提供の状況を適切に把握できる事業所に限り、ICTを活用した情報共有や事業所内・事業所間の業務分担等により、サービス提供責任者が行うべき判断や責任を明確にした上で、定型的又は補助的な業務の一部を他の職員が担うことを可能とするなど、業務の実施方法を柔軟化することを検討してはどうか。具体的には、利用者30人以下の小規模な事業所において、専門的な知識や判断を要しないサービス提供責任者業務については、訪問介護員等による対応を可能とすることとしてはどうか。

・訪問介護と総合事業を一体的に実施する場合について、利用者の状態像、サービス内容及びサービス提供責任者の業務負担等を踏まえ、サービス提供責任者の配置基準上の利用者数の算定方法を柔軟化することを検討してはどうか。具体的には、指定訪問介護と総合事業を同一事業所において一体的に運営している場合について、総合事業の利用者を3分の1として換算し、サービス提供責任者の配置基準上の利用者数に算入することとしてはどうか。

（訪問入浴介護）

■ 訪問入浴介護について、利用者の状態に応じ、ICTを活用した看護職員への相談体制や、医療機関・訪問看護事業所等との連携体制を確保することを前提として、看護職員の配置やサービス提供体制を柔軟化することを検討してはどうか。具体的には、現行の規定では看護職員の配置基準が常勤で１以上と定められているところ、ICTの活用により介護職員のみでの提供を可能とすることとしてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.49 より抜粋

在宅

論点①－1　配置基準の弾力化

論点①－1

（共通）

■ 現行制度においても、一部の居宅サービス等（※）については、基準該当サービスとして、厚生労働省令で定める基準を満たしていない場合であっても、都道府県等が条例で定める基準を満たすもののうち、市町村等が必要と認めるものについて、配置基準の弾力化が認められている。

（※）　訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援（それぞれ予防を含む）

（訪問介護）

■ 訪問介護においては、サービス提供責任者が、利用者の状態の把握、訪問介護計画の作成、訪問介護員への指示・調整等の幅広い業務を担っている一方、人材不足により、訪問業務等を担わざるを得ない状況が生じており、サービス提供責任者の業務負担が課題となっている。

■ また、指定訪問介護と総合事業を一体的に実施する事業所においては、サービス提供責任者の配置基準上、総合事業の利用者についても指定訪問介護の利用者と同様に利用者数に算入されることから、利用者の状態像やサービス内容等に応じた取扱いを求める意見がある。

■ サービス提供責任者は多岐にわたる役割を担う一方、中山間・人口減少地域においては人材確保が困難であることから、限られた人員で事業運営を継続できるよう、ICTの活用等によりサービスの質を担保しつつ、サービス提供責任者の配置の柔軟化についてどのように考えるか。

（訪問入浴介護）

■ 訪問入浴介護においては、看護職員を含む３人の従業者によるサービス提供が原則とされているが、中山間地域等では、看護職員の確保や３人体制の維持が困難となる場合があるため、ICT等を活用し、緊急時に適切な対応が可能な体制を確保することを前提として、看護職員配置の在り方についてどのように考えるか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.47 より抜粋